



第67回定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル6階

新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため及び株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から本総会ではお土産は廃止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	9
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	39
株主総会会場ご案内図	末尾

TDCソフト株式会社

(証券コード 4687)

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

T D C ソ フ ト 株 式 会 社

代表取締役社長 小 林 裕 嘉

(証券コード 4687)

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席は極力お控えいただきたく存じます。つきましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（39頁から40頁）をご確認くださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

またインターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル6階

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、宜しく願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tdc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 3. 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒薬を配備いたします。また、ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 4. 会場受付にて、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

5. 昨年まで株主総会にご出席の株主の皆様へお土産をご用意しておりましたが、新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため及び株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から本総会ではお土産は廃止させていただくことといたしました。
6. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表等により、上記対応を更新する場合及び株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tdc.co.jp/>) に掲載させていただきます。
7. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきまして、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主に対する積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づくとともに株主各位の日頃のご支援にお応えするため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は587,753,496円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役小林裕嘉、高瀬美佳子、大垣剛及び八田茂の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>こばやし ひろよし 小林 裕嘉 (1964年3月1日)</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回 (100%)</p> <p>再 任</p>	<p>1989年1月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社ソリューションサービス本部副本部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員ITビジネス本部副本部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員経営企画本部長</p> <p>2018年4月 当社執行役員経営企画本部長兼ITインテグレーション事業本部長兼技術開発推進本部副本部長</p> <p>2018年6月 当社取締役執行役員経営企画本部長兼ITインテグレーション事業本部長兼技術開発推進本部副本部長</p> <p>2019年1月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼ITインテグレーション事業本部長兼技術開発推進本部副本部長</p> <p>2019年4月 当社専務取締役執行役員</p> <p>2019年6月 当社代表取締役社長(現任)</p>	43,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">た か せ み か こ 高 瀬 美 佳 子 (1958年12月26日)</p> <p>取締役会への出席状況 13回/14回 (92%)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1997年4月 株式会社サン・ジャパン（現 株式会社カイカ）入社</p> <p>2005年4月 同社取締役</p> <p>2007年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年7月 株式会社S J I（現 株式会社カイカ）上席執行役員 国内事業統括本部 副本部長</p> <p>2013年9月 当社理事グループビジネス本部ビジネス企画部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員営業戦略本部副本部長兼同本部営業企画部長</p> <p>2016年6月 当社取締役執行役員エンタープライズビジネスユニット担当兼営業戦略本 部長</p> <p>2017年10月 当社取締役常務執行役員エンタープライズビジネスユニット担当兼営業本 部長</p> <p>2018年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員ビジネスイノベーション本部担当兼デジタルテク ノロジー本部担当兼金融システム事業本部担当</p> <p>2020年4月 当社取締役常務執行役員ビジネスイノベーション本部担当兼デジタルテク ノロジー本部担当兼金融システム事業本部担当兼ソリューション事業本部 統括(現任)</p>	16,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当株式数
3	<p>おおがき つよし 大 垣 剛 (1965年11月21日)</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回 (100%)</p> <p>再 任</p>	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社経営企画本部経営企画部長</p> <p>2011年4月 当社管理本部副本部長兼同本部経営企画部長</p> <p>2012年10月 当社執行役員管理本部副本部長兼同本部経営企画部長</p> <p>2016年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経営企画本部担当</p> <p>2018年4月 当社取締役執行役員ビジネスマネジメント推進本部長兼ソリューション事業本部副本部長兼経営企画本部担当</p> <p>2018年6月 当社取締役執行役員ビジネスマネジメント推進本部長兼ソリューション事業本部副本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役執行役員関西支社担当 TDCフューテック株式会社代表取締役副社長(現任)</p> <p>2020年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼管理本部担当兼関西支社担当(現任)</p>	55,160株
4	<p>なかがわ じゅんぞう 中 川 順 三 (1953年1月22日)</p> <p>新 任</p> <p>社 外</p> <p>独立役員</p>	<p>1977年4月 日本電信電話公社入社</p> <p>2000年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部第四金融システム事業部長</p> <p>2003年4月 同社金融ビジネス事業本部チャンネルビジネスユニット長</p> <p>2005年4月 日本コムシス株式会社ITビジネス事業本部情報ビジネス本部第一情報ビジネス部長</p> <p>2007年7月 同社執行役員ITビジネス事業本部副本部長兼情報ビジネス本部長</p> <p>2009年4月 コムシス情報システム株式会社取締役執行役員システム事業本部長</p> <p>2011年6月 同社常務取締役システム事業本部長</p> <p>2012年9月 コムシステクノ株式会社常務取締役情報システム部長</p> <p>2015年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 同社相談役(2019年6月まで)</p>	一 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 中川順三氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、中川順三氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 中川順三氏を社外取締役に選任する理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし当社の経営に対する的確な助言等をいただけるものと判断したためであります。
4. 当社は中川順三氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、大野秀男氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おのおのひでお 大野秀男 (1952年7月18日) 社外	1983年9月 公認会計士・税理士相田瑞穂事務所入所 1988年4月 税理士登録 1990年4月 大野秀男税理士事務所 開設 同所所長（現任）	— 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者大野秀男氏と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 大野秀男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大野秀男氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を監査業務に活かしていただけるものと判断したためであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における経済動向は、米中貿易摩擦の長期化や、海外経済の動向と政策に関する不確実性など、国際情勢は依然として不透明な状況が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済全体にマイナス影響が拡大しております。わが国経済においても、新型コロナウイルス感染症による社会不安の拡大もあり、国内景気は急速に悪化しております。情報サービス産業におきましては、総じて底堅い動きを示す中、今回の危機をきっかけとして、テレワークやAI(Artificial Intelligence)、RPA(Robotic Process Automation)を活用した業務自動化等を含めた、デジタルトランスフォーメーション(以下DX)によるビジネスの在り方や働き方の変革に対する需要も見込まれております。当社におきましては、お客さまの事業継続を目的としたサービス提供の維持と、お客さまや当社従業員およびパートナー企業従業員を含めたすべてのステークホルダーの安全確保を両立するべく、社内外のプロジェクトで在宅勤務の推進を行っております。

このような環境の中で、当社グループは2019年4月から2022年3月における中期経営計画「Shift to the Smart SI」に基づき「次世代型システムインテグレーター」を目指し、市場の潜在ニーズを捉え、デジタル技術の新たな潮流に対応した次世代型のシステムインテグレーション(以下SI)事業へと進化することをビジョンに掲げております。

このビジョンを実現するために、当社グループは二つの基本戦略を定めております。

一つ目の「高付加価値SIサービスの追求」では、顧客のDX推進に対して、最新の要素技術を活用して顧客の価値創造ニーズに応えるサービス事業を推進いたします。二つ目の「SIモデル変革の推進」では、高付加価値SIサービスを実現するための基盤づくりや、高生産性と高品質を両立したSIプロセスの整備などをイノベーション的アプローチで実現し、他社との差別化を図ってまいります。

当期は、中期経営計画ビジョンである「次世代型システムインテグレーター」を目指し、構造改革を力強く推進することで、継続的に成長するための基盤づくりを行うことを方針とし、中期基本戦略を推進するためのグループ体制を含めた組織再編や施策を推進してまいりました。

具体的には、顧客のビジネスのイノベーション支援等を通じた営業活動を推進する組織や、顧客のDXの推進に向けて、先端技術を駆使しスピーディかつ効率的な課題解決をアカウント事業部門と連携し実現する組織を創設し、技術者の確保・育成や研究開発投資、顧客への提案活動等を強化しております。

特に、アジャイル開発分野においては、アジャイル開発サービスの拡大に向け、デファクトスタンダードであるScrum認定技術者の拡大に取り組みました。これに加え、大規模アジャイルフレームワークを提供する米国

Scaled Agile, Inc. と日本で2社目となるゴールドパートナー契約を締結し、組織へのアジャイル導入に向けたコンサルティングサービスや教育サービスを開始するなど、アジャイルに関するトータルソリューションの提供を推進しております。また、今後成長が見込まれているセキュリティ市場に対し、お客様の「安心・安全」を実現するセキュリティサービスを新たにメニュー化したほか、ローカル5G分野でのサービス提供に向けて株式会社LTE-Xと資本・業務提携契約を締結し新たなソリューションを共創するなど、高付加価値SIサービス分野は着実に拡大しております。

その結果、当連結会計年度の業績は、各事業分野の成長戦略が堅調に推移し、売上高は27,795百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益は2,206百万円（前年同期比2.3%増）、経常利益は2,265百万円（前年同期比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,500百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

【分野別の取組状況】

＜アプリケーション開発分野（金融）＞

アプリケーション開発分野（金融）は、金融業向けに業務アプリケーション開発の提供を行っております。当期は保険業およびクレジット業向けの大型システム開発案件が堅調に推移しており、売上高は前年同期比7.3%増収の15,405百万円となりました。

＜アプリケーション開発分野（法人）＞

アプリケーション開発分野（法人）は、流通業、製造業、サービス業や公共向けに業務アプリケーション開発の提供を行っております。当期は、流通業向けの開発案件等が堅調に推移しており、売上高は前年同期比3.4%増収の6,295百万円となりました。

＜ソリューション分野（インフラ・ネットワーク）＞

ソリューション分野（インフラ・ネットワーク）は、ITインフラの環境設計、構築、運用支援、ネットワーク製品開発、ネットワークインテグレーション等の提供を行っております。当期は、製造業向けのITインフラ構築案件が堅調に推移したものの、官公庁や銀行業向け案件の減少により、売上高は前年同期比5.6%減収の3,572百万円となりました。

＜ソリューション分野（パッケージ等）＞

ソリューション分野（パッケージ等）は自社開発のクラウドアプリケーションやPaaS型クラウドサービス「Trustpro」の提供、BI/DWH、ERP/CRMに関連するソリューションの提供を行っております。当期は、CRM等のクラウド関連ソリューションが堅調に推移し、売上高は前年同期比6.8%増収の2,521百万円となりました。

(単位：百万円)

分野	2019年3月期 連結累計期間		2020年3月期 連結累計期間		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
アプリケーション開発分野（金融）	14,356	54.0%	15,405	55.4%	+7.3%
アプリケーション開発分野（法人）	6,086	22.9%	6,295	22.6%	+3.4%
ソリューション分野（インフラ・ネットワーク）	3,786	14.2%	3,572	12.9%	△5.6%
ソリューション分野（パッケージ等）	2,361	8.9%	2,521	9.1%	+6.8%
合計	26,590	100.0%	27,795	100.0%	+4.5%

- (2) 設備投資等の状況
該当事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス産業においては、クラウドコンピューティング、AI(Artificial Intelligence)、IoT(Internet of Things)、RPA(Robotic Process Automation)、ブロックチェーン、マイクロサービス等の技術革新によるデジタルトランスフォーメーションの潮流が、企業の競争力強化に向けた戦略的投資需要を高め、IT投資需要は増加基調で推移していくことが見込まれております。

当社グループでは、2019年4月から2022年3月における中期経営計画「Shift to the Smart SI」に基づき「次世代型システムインテグレーター」を目指し、市場の潜在ニーズを捉え、デジタル技術の新たな潮流に対応した次世代型のシステムインテグレーション(以下SI)事業へと進化することをビジョンに掲げております。

このビジョンを実現するために、当社グループは二つの基本戦略を定めております。

一つ目の「高付加価値SIサービスの追求」では、顧客のDX推進に対して、最新の要素技術を活用して顧客の価値創造ニーズに応えるサービス事業を推進いたします。二つ目の「SIモデル変革の推進」では、高付加価値SIサービスを実現するための基盤づくりや、高生産性と高品質を両立したSIプロセスの整備などをイノベーション的アプローチで実現し、他社との差別化を図ってまいります。

1) 高付加価値SIサービスの追求

顧客のデジタルトランスフォーメーション推進に対して、最新の要素技術を活用して顧客の価値創造ニーズに応えるサービス事業を推進する

- ①最新技術による顧客のデジタルトランスフォーメーションの支援
- ②ITサービスマネジメント、専門業務知識を含めたノウハウによる経営課題の解決の支援
- ③ビジネスアーキテクト、ITアーキテクトを活用した解決の支援

2) SIモデル変革の推進

①広範囲でサービス品質の高いビジネス手法への変革

個別の特定プロジェクトでハイスキル人材を活用する現状から、複数の案件で活用するなど、より当社全体がサービス品質水準を高めるビジネス手法の確立を図る

- ・ハイスキル人材を集約、広範囲のプロジェクトで活用できる手法の構築
- ・顧客とサービスレベルやインセンティブ等を合意するなど、当社独自の契約モデルの構築

②品質担保プロセスの効率化

プロジェクト管理、品質担保プロセス等の効率化を図るとともに、顧客のシステム開発に関わる負荷を軽減したSIサービスの確立

- ・品質担保プロセス、付帯作業等のスリム化
- ・次世代技術(自動化)等を活用したSIモデルの効率化

なお、感染が拡大しております新型コロナウイルスについては、社会経済や消費に様々な影響を及ぼすものと予想しておりますが、現時点では先を見通すことが困難な状況にあります。そのため当社グループは内外の情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期 別	第 64 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 65 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 66 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第67期(当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
項 目				
売 上 高 (百万円)	22,991	23,946	26,590	27,795
経 常 利 益 (百万円)	1,690	1,906	2,248	2,265
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,165	1,249	1,469	1,500
1株当たり当期純利益 (円)	48.37	51.86	61.02	62.29
総 資 産 (百万円)	13,494	14,800	16,353	16,652
純 資 産 (百万円)	9,126	10,346	11,466	12,107
1株当たり純資産額 (円)	378.84	429.49	475.93	502.43

- (注) 1. 当社は2016年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の株式分割を、2018年10月1日付けで、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
- 第64期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第66期の期首から適用しており、第65期以前については、遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期 別	第 64 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 65 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 66 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第67期(当事業年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
項 目				
売 上 高 (百万円)	22,094	23,007	25,964	26,381
経 常 利 益 (百万円)	1,620	1,811	2,169	2,157
当 期 純 利 益 (百万円)	1,124	1,187	1,420	1,420
1株当たり当期純利益 (円)	46.68	49.31	58.98	58.95
総 資 産 (百万円)	13,090	14,365	15,906	15,986
純 資 産 (百万円)	8,901	10,059	11,130	11,686
1株当たり純資産額 (円)	369.50	417.59	462.00	484.95

- (注) 1. 当社は2016年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の株式分割を、2018年10月1日付けで、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
- 第64期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第66期の期首から適用しており、第65期以前については、遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
TDCフューテック株式会社	47百万円	100%	システム開発、販売及び賃貸等

(注1) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	内容
システム開発	コンサルティング、開発から運用・管理までの一貫したシステム開発サービスの受託及びソフトウェアの設計、開発並びに保守の受託、自社製品の開発・製造・販売、他社製品の仕入・販売及びそれに付帯するサービスの提供

(8) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
関西支社	大阪府大阪市

② 子会社

名称	所在地
TDCフューテック株式会社	東京都中央区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
1,644 名	99 名

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前事業年度末比増減 (△は減少)	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,289 名	43 名	37.6 歳	12.0 年
女性	238	20	32.0	7.5
合計または平均	1,527	63	36.7	11.2

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	191 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	129
株式会社りそな銀行	69
株式会社大垣共立銀行	41

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 25,113,600株 (自己株式623,871株を含む) |
| (3) 株主数 | 3,804名 (前事業年度末比188名増) |

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
有 限 会 社 野 崎 事 務 所	3,064,000	12.5
T D C 社 員 持 株 会	2,129,800	8.7
野 崎 聡	1,005,200	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	862,400	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	832,900	3.4
株 式 会 社 I D ホ ー ル デ ィ ン グ ス	600,000	2.5
野 崎 哲	569,200	2.3
藤 井 吉 文	544,700	2.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	528,000	2.2
ア ジ ア 航 測 株 式 会 社	400,000	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式623,871株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託(BBT)」および「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」という。)が当社株式391,200株を取得しております。信託E口が保有する当社株式については、自己株式に含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に取得した株式

普通株式 37株
取得価額の総額 0百万円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	橋本文雄		
代表取締役社長	小林裕嘉		
取 締 役	小田島吉伸	営業本部担当	TDCフューテック株式会社代表取締役社長
取 締 役	高瀬美佳子	ビジネスイノベーション本部担当、 デジタルテクノロジー本部担当、 金融システム事業本部担当	
取 締 役	河合靖雄	経営企画本部長、 管理本部長、 システム開発本部担当、 ビジネスマネジメント推進本部担当	
取 締 役	北川和義	ソリューション事業本部長、 公共法人システム事業本部担当	
取 締 役	大垣剛	関西支社担当	TDCフューテック株式会社代表取締役副社長
取締役相談役	谷上俊二		
取 締 役	桑原茂		
取 締 役	八田茂		
常勤監査役	伊藤浩一		
常勤監査役	野崎聡		有限会社野崎事務所 代表取締役社長
監 査 役	岡松宏明		

- (注) 1. 取締役桑原茂氏及び八田茂氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役伊藤浩一氏及び岡松宏明氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役伊藤浩一氏は、長年にわたり、金融機関で業務に従事され、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	野田和昭	2019年6月27日

5. 2020年4月1日付の組織変更および人事異動により、同日付で次のとおり異動がありました。

地位	氏名	異動後の担当
取締役	河合靖雄	公共法人システム事業本部担当 システム開発本部担当 ビジネスマネジメント推進本部担当
取締役	北川和義	ソリューション事業本部担当
取締役	大垣剛	管理本部長 管理本部担当 関西支社担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となっております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	335百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (15百万円)
合 計	14名	364百万円

- (注) 1. 当事業年度末日における取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
 2. 「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与104百万円が含まれております。
 3. 2016年6月29日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、2004年6月29日開催の第51回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。
 4. 2017年6月29日開催の第64回定時株主総会の決議により、(注)3.とは別枠で取締役（社外取締役は除く）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しており、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額50百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役桑原茂氏

当事業年度中に開催した14回の取締役会に14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・取締役八田茂氏

当事業年度中に開催した14回の取締役会に14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・常勤監査役伊藤浩一氏

当事業年度中に開催した14回の取締役会に14回、18回の監査役会に18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・監査役岡松宏明氏

当事業年度中に開催した14回の取締役会に14回、18回の監査役会に18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第423条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結することができ旨の規定を定款に定めておりますが、現時点で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において決議しております。基本方針は以下のとおりです。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、適正な業務執行を行っていく基盤として当社及びグループ会社（以下、当社グループという）の企業理念及び行動指針を定め、自らの責務である内部統制システムの整備を行う。

当社グループの取締役、執行役員及びその他の使用人は、業務の適正を確保するための体制の整備に向けて本方針の実現に取り組む。

<企業理念>

わが社は、
最新の情報技術を提供し
お客様の繁栄に寄与するとともに
社員の生きがいを大切にし
社会と共に発展することを目指します。

<行動指針>

私たちの価値	Our Value
お客様の視点で発想し、創造性（Creativity）を発揮します。	
高い目標にむかって、果敢に挑戦（Challenge）します。	
オープンに語り合い（Communication）、夢と感動を共有します。	
技術力の向上を図り、自己実現（Capability）を目指します。	
法令を遵守（Compliance）し、誠実かつ公正に行動します。	

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。

- （1）コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。
- （2）当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るとともに、その徹底のため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。

- (3) 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- (4) 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
- (5) 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
- (6) 内部監査部門は、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について監査を実施し報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、文書管理規程その他社内規程に基づき情報の管理を行う。取締役は、自らの意思決定及び関連するプロセスを以下に定める文書に記録しなければならない。

- (1) 株主総会議事録及び関連資料
- (2) 取締役会議事録及び関連資料
- (3) その他、重要な会議の議事録及び関連資料
- (4) 取締役が決裁した文書及び関連資料
- (5) その他、取締役の職務執行に関連する文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、リスクアセスメントを実施し、経営上重要なリスクに対して、予防措置及び事業継続計画を含むリスク管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。

- (1) 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況モニタリングして、その結果を取締役に報告する。
- (2) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
- (3) 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
- (4) ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。

(6) 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の企業価値を最大化する観点から、適切な株主権の行使を行う。

また、以下の体制の構築を含めた企業集団の管理に関する規程を定め、企業集団の適正な管理を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社は、社内規程に基づき、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を遵守するとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。子会社は、その責任者の指揮のもと、経営上重要なリスクに対して、必要な措置を講じる。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。

① 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告する。

② 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。

③ 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。

④ ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。

⑤ 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。

⑥ 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。

① コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む当社グループ共通の行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。

②当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。

③法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に親会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、親会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。

④社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

⑤法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査部を監査役の職務を補助する部門とし、同部門に所属する使用人を監査役の職務を補助する使用人とする。なお、監査役は、必要に応じて同部門以外に所属する使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
内部監査部並びに指名された補助使用人は、監査役の職務を補助するに当たり、その指揮命令に基づいて業務にあたる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会は、補助使用人に関する任命、異動等の人事事項について、監査役会の同意を得る。
8. 監査役の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令に関し、取締役を含む補助使用人の上長等の指揮命令を受けないことを社内規定に明記し、徹底する。
9. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
監査役は、以下の報告の他、取締役会、経営会議、経営企画会議等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
- (1) 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- ①法令及び定款に違反する事項
 - ②内部通報制度による通報
 - ③会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- また、情報管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、その他内部統制に関する事項を担当する取締役、執行役員及びその他使用人は、その業務執行の内容を定期的に監査役に報告する。

(2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及びその使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、以下の事項について、速やかに当社の監査役に報告を行う。

- ①法令及び定款に違反する事項
- ②内部通報制度による通報
- ③会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公益通報者保護規程により、会社は通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないこと、また、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対して処分を課することができることを明記し、徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行にあたり必要な場合において、弁護士や会計監査人に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は、当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理の徹底のため、グループ全社の役員及び社員への企業理念及び行動指針の周知徹底を図るとともにコンプライアンス教育を実施しております。

2. 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程その他社内規程に基づき、取締役職務の執行に係る情報を文書に記録するとともに管理を行っております。

3. リスク管理体制

当社は、リスク管理責任者を選任し、リスク管理体制の整備を行うとともに、取締役会等の会議体においてその監督を行っております。

4. 効率的な業務執行を確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告しています。また、取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務権限基準を定め、委任の範囲を明確に定めるとともに経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する経営会議を定期的開催しております。

5. グループ会社の業務適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規定により、子会社は、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行っております。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しています。また、監査役は、その役割・責務を果たすため、積極的に情報を収集するとともに、取締役、会計監査人および内部監査部と定期的に意見交換を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであります。現状、特別な防衛策は導入しておりませんが、当社は次の基本方針を支持するものが、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもの」であることが望ましいと考えております。

《基本方針》

法令及び社会規範の遵守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値の向上を目指す。

- 1) 効率的な資産活用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
- 2) 経営の透明性の確保
- 3) 顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

なお、上記の基本方針に照らして不適切なものが当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者等とも協議の上、次の要件を充足するための必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- 1) 当該措置が上記の基本方針に沿うものであること
- 2) 当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- 3) 当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,463,898	流動負債	4,347,242
現金及び預金	8,379,818	買掛金	1,086,674
受取手形及び売掛金	4,810,858	短期借入金	430,000
仕掛品	81,204	未払金	208,250
その他の	192,016	未払費用	1,674,745
		未払法人税等	342,144
		未払消費税等	379,063
		役員賞与引当金	106,200
		その他の	120,164
固定資産	3,188,342	固定負債	197,280
有形固定資産	156,911	従業員株式給付引当金	44,338
建物	114,506	役員株式給付引当金	50,600
工具器具備品	39,764	資産除去債務	63,522
リース資産	2,640	その他の	38,819
無形固定資産	103,495	負債合計	4,544,522
ソフトウェア	99,248	(純資産の部)	
電話加入権	4,247	株主資本	11,510,985
		資本金	970,400
投資その他の資産	2,927,935	資本剰余金	986,228
投資有価証券	1,826,407	利益剰余金	9,938,020
関係会社株式	300,000	自己株式	△383,662
差入保証金	421,057	その他の包括利益累計額	596,732
繰延税金資産	333,146	その他有価証券評価差額金	596,732
その他の	47,323	純資産合計	12,107,718
資産合計	16,652,240	負債純資産合計	16,652,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,795,304
売上原価	22,518,021
売上総利益	5,277,283
販売費及び一般管理費	3,070,295
営業利益	2,206,987
営業外収益	62,710
受取利息	185
受取配当金	51,077
投資事業組合運用益	505
その他	10,941
営業外費用	4,139
支払利息	3,292
その他	847
経常利益	2,265,557
税金等調整前当期純利益	2,265,557
法人税、住民税及び事業税	676,736
法人税等調整額	87,924
当期純利益	1,500,896
親会社株主に帰属する当期純利益	1,500,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	970,400	986,228	8,970,723	△387,680	10,539,671
当期変動額					
剰余金の配当			△538,774		△538,774
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,500,896		1,500,896
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分				4,048	4,048
会社分割による増加			5,175		5,175
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	967,297	4,017	971,314
当期末残高	970,400	986,228	9,938,020	△383,662	11,510,985

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	926,606	926,606	11,466,277
当期変動額			
剰余金の配当			△538,774
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,500,896
自己株式の取得			△30
自己株式の処分			4,048
会社分割による増加			5,175
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△329,873	△329,873	△329,873
当期変動額合計	△329,873	△329,873	641,441
当期末残高	596,732	596,732	12,107,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,665,661	流動負債	4,110,673
現金及び預金	7,904,364	買掛金	1,048,491
受取手形及び売掛金	4,489,330	短期借入金	430,000
仕掛品	81,327	未払金	196,759
その他の	190,639	未払費用	1,574,318
		未払法人税等	313,718
		未払消費税等	331,685
		役員賞与引当金	104,500
		その他の	111,199
固定資産	3,321,271	固定負債	189,689
有形固定資産	138,479	従業員株式給付引当金	44,338
建物	100,881	役員株式給付引当金	50,600
工具器具備品	34,958	資産除去債務	63,522
リース資産	2,640	その他の	31,228
無形固定資産	101,205	負債合計	4,300,363
ソフトウェア	97,788	(純資産の部)	
電話加入権	3,416	株主資本	11,089,838
投資その他の資産	3,081,587	資本金	970,400
投資有価証券	1,826,407	資本剰余金	986,228
関係会社株式	500,970	資本準備金	242,600
差入保証金	411,558	その他資本剰余金	743,628
繰延税金資産	295,334	利益剰余金	9,516,872
その他の	47,316	その他利益剰余金	9,516,872
		別途積立金	2,900,000
		繰越利益剰余金	6,616,872
		自己株式	△383,662
		評価・換算差額等	596,732
		その他有価証券評価差額金	596,732
資産合計	15,986,933	純資産合計	11,686,570
		負債純資産合計	15,986,933

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,381,842
売上原価	21,399,285
売上総利益	4,982,557
販売費及び一般管理費	2,883,265
営業利益	2,099,292
営業外収益	61,758
受取利息	174
受取配当金	51,077
投資事業組合運用益	505
その他	10,000
営業外費用	3,645
支払利息	3,292
その他	352
経常利益	2,157,405
税引前当期純利益	2,157,405
法人税、住民税及び事業税	634,478
法人税等調整額	102,319
当期純利益	1,420,607

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し
通知

株主総会
参考書類

添付
書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	970,400	242,600	743,628	986,228	2,900,000	5,735,040	8,635,040	△387,680	10,203,988
当期変動額									
剰余金の配当				－		△538,774	△538,774		△538,774
当期純利益				－		1,420,607	1,420,607		1,420,607
自己株式の取得				－				△30	△30
自己株式の処分				－				4,048	4,048
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－					－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	881,832	881,832	4,017	885,849
当期末残高	970,400	242,600	743,628	986,228	2,900,000	6,616,872	9,516,872	△383,662	11,089,838

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	926,606	926,606	11,130,594
当期変動額			
剰余金の配当			△538,774
当期純利益			1,420,607
自己株式の取得			△30
自己株式の処分			4,048
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△329,873	△329,873	△329,873
当期変動額合計	△329,873	△329,873	555,976
当期末残高	596,732	596,732	11,686,570

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「その他資本剰余金」の当期末残高 743,628千円の内訳は、資本準備金減少差益 598,400千円、自己株式処分差益 145,228千円であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神代 勲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TDCソフト株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TDCソフト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神代 勲 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDCソフト株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

T D C ソ フ ト 株 式 会 社 監 査 役 会
 常勤監査役(社外監査役) 伊 藤 浩 一 ㊟
 常勤監査役 野 崎 聡 ㊟
 監 査 役(社外監査役) 岡 松 宏 明 ㊟

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログイン

ができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メモ欄

株主総会会場ご案内図

都市センターホテル 6階
千代田区平河町二丁目4番1号
電話03-3265-8211



交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」 半蔵門方面1番出口より徒歩4分

東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」

9b番出口より徒歩3分

東京メトロ 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」 D出口より徒歩8分

JR中央線「四ツ谷駅」 麹町出口より徒歩14分

都バス 平河町二丁目（都市センター前）下車

（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

株主様用の駐車場をご用意しておりませんので上記の公共交通手段をご利用くださいますようお願い申し上げます。